

食品衛生法等の一部改正について

「食品衛生法等の一部を改正する法律」（平成30年法律第46号）が平成30年6月13日に公布され、改正法の施行に伴う関係政省令が令和元年11月7日及び同年12月27日に公布されています。令和2年6月1日施行ですが、1年間は経過措置があるため、令和3年6月1日までに準備が必要です。

有料老人ホームに関係する改正内容は以下のとおりです。

1. HACCP に沿った衛生管理

「大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日付け衛食第85号別添。最終改正：平成29年6月16日付け生食発0616第1号）」もしくは、関係業界団体等が作成し、厚生労働省が内容を確認した手引書を参考にして HACCP に沿った衛生管理を行うこと。

※手引書は、小規模な一般飲食店向けか、旅館・ホテル向けの手引書が妥当ですが、盛付けについても示している旅館・ホテル向けの手引書の利用をお勧めします。

2. 食品衛生責任者の選定

食品衛生管理を行う者として、食品衛生責任者を選定すること。食品衛生責任者は医師、薬剤師、調理師、栄養士などの資格を持つ者がなれるが、その他に講習会を受講した者もなることができる。

※食品衛生責任者講習会は、県内では食品衛生協会が実施しており、詳細については一般社団法人青森県食品衛生協会のホームページで確認できます。

3. 営業の届出

集団給食施設の設置者又は管理者は、施設の所在地、名称等について、八戸市保健所に届け出ること（令和3年6月1日時点で稼働している施設は令和3年11月30日までに届け出ること）。また、厚生労働省が開発する「食品衛生申請等システム」による届出も可能です。

※調理業務を委託している場合、受託者は令和3年6月1日までに、飲食店営業の許可を受ける必要があります。許可を受けていない場合は、速やかに許可申請をするよう受託者に伝えてください。

【提供食数20食程度未満の場合】

- ・1回の提供食数が20食程度未満の給食施設については、上記1～3の規定は努力義務となるが、自主的な衛生管理の徹底及び向上に努めること。
- ・20食の計算には、同一の給食施設で複数の施設、事業所の給食を作っている場合、その施設、事業所の定員数も合わせて計算すること。また、職員への賄いも作っている場合は、その数も含めること。（検食は除く）